（第十七面）
（単位：百万円）

ＳＥＣ１：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエクスポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

ｂ　イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ｃ　ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ｄ　ニ欄からヘ欄までには、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

ｅ　ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ｆ　自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。

ｇ　ト欄からリ欄まで（ｆの場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。